

令和6年11月26日

宮崎市監査委員	阪	元	勇
宮崎市監査委員	松	浦	史典
宮崎市監査委員	松	山	清子
宮崎市監査委員	中	村	鉄兵

定期監査措置状況の公表について

令和6年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
建設部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

令和6年度定期監査結果に対する措置状況通知書

令和6年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置したので通知します。

部局名	指摘事項等	措置状況
建設部 (1)	賠償金に係る支出負担行為について、1件500万円未満の賠償金は部長専決事項であるにもかかわらず、課長までの決裁となっていた。 (道路維持課)	支出負担行為に際しては、担当者、係内職員及び予算担当係長(課長補佐兼務)が、金額及び支出区分を確認し、宮崎市専決区分表と照合することで再発防止に努める。
建設部 (2)	発行手数料について、収納した現金は収納後直ちに払込書をもって指定金融機関等に払い込むべきところ、収納日(領収日)から12日後の払込みにになっていた。 (住宅課)	各係において、終礼などを活用し、業務管理を行うとともに、複数人で払込みの確認等を行うこととした。 また、各係の払込み状況等については、企画管理係において、毎朝、確認し、当日払込みのある際は、担当者へ声掛けすることとした。

令和6年11月15日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長

清山 知憲

